

苫前町まち・ひと・しごと創生
総 合 戦 略

北海道苫前町

目 次

第1章	基本的な考え方	3
1.	まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方	3
2.	本町の総合戦略の位置付けと計画期間	4
3.	効果的な施策展開	4
4.	P D C Aサイクルの「見える化」と地域間の連携推進	6
第2章	施策の方向性	7
1.	国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係	7
大綱1	産業振興による活力ある地域創造戦略	8
第1節	基本目標	8
第2節	基本的な方向	8
第3節	具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）	9
施策1	産業の育成・支援	9
施策2	多様な就労環境の創造	12
施策3	シニア世代の就労等促進	13
大綱2	苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略	14
第1節	基本目標	14
第2節	基本的な方向	14
第3節	具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）	15
施策1	観光産業の育成・支援	15
施策2	新たな交流・集客の推進と移住・定住の促進	16
施策3	地域ブランドの創造	18
大綱3	子育て世代に選ばれる地域創造戦略	20
第1節	基本目標	20
第2節	基本的な方向	20
第3節	具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）	21
施策1	子ども・子育て支援の充実	21
施策2	安心して子育てできる環境の充実	23
施策3	結婚サポート	24
施策4	特色ある教育による知・徳・体の向上	25
施策5	きめ細かな支援による平等な学習機会の提供	26

大綱 4	確かな暮らしを営む地域創造戦略	29
第1節	基本目標	29
第2節	基本的な方向	29
第3節	具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	30
施策1	地産地消による持続可能な再生可能エネルギー 社会への転換	30
施策2	食の安全・地産地消の促進	32
施策3	森林資源の利活用の促進	32
施策4	防災の推進	33
施策5	社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の 維持管理の最適化	35
施策6	行政機能の効率化の検討	37
大綱 5	健康で活躍する地域創造戦略	40
第1節	基本目標	40
第2節	基本的な方向	40
第3節	具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	41
施策1	健康寿命の延伸	41
施策2	住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備	43
施策3	地縁・テーマ型コミュニティの活性化	44
おわりに		46
	「定住人口減少の抑制」と「交流人口拡大の促進」の 実現に向けて	46

第1章 基本的な考え方

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

国は人口減少克服・地方創生に向け、次の2つを基本的な考え方として示しています。

本町においても、国の基本的な考え方を踏まえ「人口減少」と「地方創生」に向き合い、実効性が期待できる施策に取り組みます。

人口減少と地域経済縮小の克服

①「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ「東京一極集中」を是正するため「しごと創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「人」を呼び「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

①しごとの創生

若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の場」を重視した取組が重要。

②ひとの創生

地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定住を促進する。

安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。

③まちの創生

地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

* 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

2. 本町の総合戦略の位置付けと計画期間

(1) 総合戦略の位置付け

人口ビジョンの活用など客観的な分析に基づいて本町の課題を把握・整理し、その解消に向けて、一定のまとまりの政策分野ごとに戦略の基本目標や具体的な施策等の設定を行い、自主性・主体性を発揮しながら、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する戦略として位置付けます。

(2) 計画期間

国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、対象期間は、2015（平成27）年度～2019（平成31）年度の5年間とします。

3. 効果的な施策展開

(1) まち・ひと・しごとの5原則を踏まえた施策展開

国は、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため「自主性」・「将来性」・「地域性」・「直接性」・「結果重視」を「まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則」として掲げ、それに基づいた施策展開の必要性を示しています。

国の政策5原則を踏まえ、本町としてのまち・ひと・しごとの5原則を次のように定め、関連する施策の展開を図ります。

本町としてのまち・ひと・しごとの5原則

- | | |
|-------|---|
| ①自立性 | 次世代に向け、産業誘発や定住条件の向上など苦前躍進に向けて効果が発揮される施策への積極的かつ柔軟な取組の推進 |
| ②将来性 | 苦前の価値の底上げにつながる事業や施策の展開、持続させる仕組みづくり |
| ③地域性 | 客観的データに基づく地域の実状分析や将来予測による施策展開
＊「地域経済分析システム」（国より提供）等の活用 |
| ④直接性 | 住民、産業界、教育機関、金融機関などとの連携 |
| ⑤結果重視 | 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定と検証 |

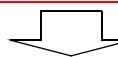
(2) 第5次苫前町総合振興計画と連動した取組

平成28年度を始期とする第5次苫前町総合振興計画「笑顔が未来に広がる躍動感あふれるまち」は、本町の最上位計画であり、行政や関係機関をはじめ、住民、各種団体、事業所などあらゆる主体に共有されるまちづくりの指針であるとともに、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となります。

このような総合計画の性格を踏まえ、人口減少・超高齢時代に立ち向かい地域の活力を創生していくため、第5次苫前町総合振興計画に示された7つのまちづくりの目標の中から、5つの重点項目を抽出し、これを総合戦略の柱に据え、第5次苫前町総合振興計画と連動した取組を進めます。

第5次苫前町総合振興計画（まちづくりの目標）

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
(子育て支援の施策)
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
(健康・福祉・社会保障の施策)
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
(人権・男女共同・地域コミュニティの施策)
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
(産業振興の施策)
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
(生活基盤整備の施策)
- 6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
(生活環境の充実の施策)
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり
(行財政運営の充実の施策)



5つの重点戦略

苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1 産業振興による活力ある地域創造戦略
- 2 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略
- 3 子育て世代に選ばれる地域創造戦略
- 4 確かな暮らしを営む地域創造戦略
- 5 健康で活躍する地域創造戦略

4. P D C Aサイクルの「見える化」と地域間の連携推進

(1) 取組体制とP D C Aサイクル

①住民・産学金の推進組織（苫前町地方創生戦略推進会議）

まち・ひと・しごと創生を効果・効率的に推進していくためには、住民、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、住民をはじめ、産業界や教育機関、金融機関等で構成する推進組織を設置し、総合戦略の方向性や具体案について、広く関係者の意見が反映されるようにします。

②P D C Aサイクル

本町の総合戦略の各施策の推進状況、取り組むべき内容については、苫前町地方創生戦略推進会議等で有効性の観点から点検を行い、必要な見直しを行うこととします。

P D C Aサイクルとは

- P l a n－D o－C h e c k－A c t i o nの略称。P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスの不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。P l a n－D oとして効果的な総合戦略の策定・実施、C h e c kとして総合戦略の成果の客観的な検証、A c t i o nとして検証結果を踏まえた施策の見直しや総合戦略の改訂を行う。

(2) 地域間・地域内の連携推進

地方創生に向けた取組推進においては、国及び北海道との連携施策を活用し取組を進めます。

また、近隣自治体との広域連携や町内各産業団体や町内会組織をはじめとした多様な主体との連携・協働を図りながら、地方創生に向けた取組を進めていきます。

第2章 施策の方向性

1. 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

国は、日本の人口の現状と将来の姿を示した「長期ビジョン」を踏まえ「総合戦略」において4つの基本目標を設定しています。

本町においても、国が設定する4つの基本目標との連動を図りながら、5つのプロジェクトを進めていきます。

国：4つの基本目標	苫前町：5つの重点プロジェクト
① 地方における安定した雇用を創出する	産業振興による活力ある地域創造戦略 ○産業の育成・支援 ○多様な就労環境の創造 ○シニア世代の就労等促進
② 地方への新しい人の流れをつくる	苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略 ○観光産業の育成・支援 ○新たな交流・集客の推進と移住・定住の促進 ○地域ブランドの創造
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	子育て世代に選ばれる地域創造戦略 ○子ども・子育て支援の充実 ○安心して子育てできる環境の充実 ○結婚サポート ○特色ある教育による知・徳・体の向上 ○きめ細かな支援による平等な学習機会の提供
④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	確かな暮らしを営む地域創造戦略 ○地産地消による持続可能な再生可能エネルギー社会への転換 ○食の安全・地産地消の促進 ○森林資源の利活用の促進 ○防災の推進 ○社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化 ○行政機能の効率化の検討 健康で活躍する地域創造戦略 ○健康寿命の延伸 ○住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備 ○地縁・テーマ型コミュニティの活性化

大綱 1 産業振興による活力ある地域創造戦略

第 1 節 基本目標

【数値目標】

指 標	数値目標
新規雇用者数	5年間で25人

(1) 足腰の強い地域産業構造の構築

産業及び雇用の創出は、地域の活力と持続可能性の基礎となるものです。

本町の強みである再生可能エネルギーと農漁村的要素に根ざした、多様で付加価値の高い産業の集積を促進することによって、社会経済環境の急激な変化にも堪えることができる、足腰の強い地域産業構造の構築と就業機会の拡大を目指します。

第 2 節 基本的な方向

(1) 産業の育成・支援

将来の本町の産業を担う創業者を支援することにより、商業・農漁業・観光・町民公益活動分野などにおいて、社会変化や消費者ニーズに対応した新しい事業展開を促進します。また、創業や就業のための起業や人材の誘致を展開します。

また、農業や漁業をはじめとする地場産品の品質向上、地産地消、ブランドの構築、6次産業化を推進し、付加価値を高めるとともに、新たな担い手の確保を推進します。

(2) 多様な就労環境の創造

多様性のある産業を育成し、多様な就業環境の創出により、幅広い年齢層の町民の経済活動参加を促進します。同時に、町民の家計を支えるセーフティネットとしての役割（パートタイム労働）を保持します。これにより、経済情勢の変化に強い地域産業を育成します。

(3) シニア世代の就労等促進

高齢者の経験や知識を生かすため、就労や生産活動、コミュニティ活動、趣味活動などの様々な機会を創出し、世代を超えた人材育成や地域活性化など、高齢者の社会参加により地域の活力を高めます。

第3節 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

施策1 産業の育成・支援

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
町内事業所雇用者数	1,077人	1,100人
商業店舗数	36件	40件
商業従業員数	125人	130人
商業年間商品販売額	1,494百万円	1,600百万円
工業事業者数	6件	7件
工業従業員数	80人	85人
工業製造品出荷額	86,619万円	90,000万円
第1次産業の就業者割合 （第1次産業就業者数／全体就業者数）	39.9%	40%
第1次産業の新規就業者数	農業1人・漁業2人	農業3人・漁業1人
農業法人数	7件	15件
農業生産額	2,567百万円	2,800百万円
有害鳥獣等の農業被害削減額	2,011万円	1,407万円
有害鳥獣等の漁業被害削減額	1,651万円	1,156万円
漁家法人数	10件	13件
漁業生産額	1,799百万円	1,926百万円

ア. 商工業・次世代産業の育成・支援

商工業の活性化を図るための事業展開を支援するとともに、産学及び企業間連携、助成金の活用による総合的な支援を行います。

具体的な施策・事業
○ 産業コーディネーターによる町内起業の支援、新ビジネスモデルの創出となる交流機会の提供
○ 訪問販売（宅配・買い物代行を含む）やインターネット販売などの実施
○ 地域商業空き店舗対策への支援拡充
○ 商工業などにおける技術者養成に関わる支援制度の創設

イ. 企業誘致の推進

地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、企業誘致の受け皿となる支援制度を整備します。

具体的な施策・事業
○ 企業誘致の受け皿となる町有地の確保
○ 企業立地に向けた助成

ウ. 創業支援の強化

関係機関と連携した創業支援施策を促進します。

具体的な施策・事業
○ 創業支援ネットワーク体制の構築によるワンストップ窓口の充実
○ 商工会と連携した創業塾の開催
○ 中小企業の新規開業資金への支援の実施
○ 農業などの「多彩な担い手」づくりをはじめ、若者たちの起業の場づくり、退職者等の専門性を生かした小規模事業の展開

エ. 農業・漁業の担い手経営力の強化

担い手の安定的な経営の確立を図るため「経営力強化・向上」に着目した各種支援策を実施します。

具体的な施策・事業
○ 法人化を目指す農業者（漁業を含む）の基盤強化支援
○ 農業・漁業を起点とする異業種間連携による、総合6次産業化のモデル構築
○ 有害鳥獣の駆除、鳥獣被害の防除推進
○ 農地中間管理機構の活用による農地流動化等農地の集団化・集約化の促進
○ 地域産品・地域資源を活用した「苫前ブランド」の創出
○ 農作業、受託組織等の育成及び活用促進

オ. 青年・女性農業者の育成

青年・女性農漁業者の確保や人材育成を図るため、就農前から就農時、就農後までの一貫した支援（漁業者も同様）を行います。

具体的な施策・事業	
○	新規就農漁業者又は新規就農漁業予定者を対象とした技術習得等への支援
○	女性農業者、認定農業者等への経営力向上のための各種研修等の実施（漁業士も同様）

力. 苫前産農水産物の販売力強化事業

農水産物のブランド化や輸出促進、6次産業化や農商工連携による苫前産農水産物の販売力強化を図ります。

具体的な施策・事業	
○	ロゴマークを活用した情報発信や包装資材等導入支援
○	YES! c l e a n（イエス・クリーン）や雪氷熱鮮度保持による苫前ブランド農水産物の育成
○	6次産業化による商品開発等への支援

キ. 農業生産基盤の拡大と整備

農地・農業用水等の保全・管理の推進と中山間地域等における農業生産活動を継続するための取り組みなど、農業の有する多面的機能の向上を図ります。

具体的な施策・事業	
○	農業生産基盤施設の整備促進
○	土地改良施設の整備補修の計画的な推進
○	減濁水対策施設の維持管理による農業用水の安定供給確保
○	中山間地域をはじめとした農業・農村の多面的機能の維持・発揮
○	自然環境の保全に資する農業生産活動の推進

ク. 漁業生産基盤の拡大と整備

安全で多面的な利用が可能となる漁港やその周辺整備等により、豊かな海、海岸、漁港の魅力あふれる資源を生かして、漁村地域の活性化を図る漁業を推進します。

具体的な施策・事業
○ 安心して漁業を営むための漁港整備
○ 増養殖事業の実施
○ 藻場再生事業の実施

施策２ 多様な就労環境の創造

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
Uターン・Iターン数	0	4人
女性の就業者数の割合	45.6%	60%

ア. U・Iターン促進と人材育成の推進

各産業団体や企業の求人情報を収集することに加え、地方定住のメリットを生かした広報活動を行います。また、町内企業の長期的な人材育成を効果的・効率的に支援します。

具体的な施策・事業
○ 若年者の雇用促進に向けた助成
○ パートタイム労働に対する雇用促進に向けた助成
○ 高校生等を対象とした町内企業等インターンシップ支援
○ 関係機関と連携した就職情報発信等による若者雇用の推進、U・Iターン者の就労支援（就労の機会の確保と雇用創出）に加え、空き家情報の一元的な情報発信と広報活動

イ. 女性の就労支援

情報技術や一次産業等の分野における女性の多様な就労機会を創出します。

具体的な施策・事業
○ コミュニティビジネスなどの起業支援
○ 各産業団体と連携した就労支援

施策3 シニア世代の就労等促進

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
1週間以上社会参加活動や仕事をしている高齢者の割合	19.4%	24%

ア. シニア世代の保有技術の活用・就労支援

生産年齢人口の減少に伴い、高齢者の保有する経験や知識を地域の産業振興に活かすため、町内の一次産業をはじめ、中小企業等のニーズとマッチングさせる仕組みを構築します。

具体的な施策・事業
☐ 就労支援ガイドブックの作成
☐ 高齢者事業団及び関係団体と連携したシニア世代の就労支援

イ. シニア世代が働き続けられる環境の整備

高齢者が健康で生きがいのある生活を送り続けることができる施策を構築します

具体的な施策・事業
☐ 健康管理の推進 ・健診受診勧奨 ・健診料金助成 ・予防接種助成
☐ 地域や産業貢献を含めた社会参加の促進

大綱 2 苫前ブランドを活用した選ばれる地域 創造戦略

第 1 節 基本目標

【数値目標】

指 標	数値目標
観光客入込数	H 3 1 数値 2 0 7, 0 0 0 人
転入者増加率	H 2 6 対比 1. 2 倍

(1) 過疎地域から滞留地点に、そして滞在エリアへ

本町は留萌管内の中間点（交通の結節点）に立地しており、交流人口の大きな伸びしろを持っています。観光だけでなく、様々なイベントの開催や交流も含めた誘客に力を注ぎ、通過地点から滞留地点に、さらには滞在エリアへ成長していくことで、経済効果の創出と地域の誇りの醸成を目指します。

(2) 地域ブランドの再構築と戦略的な発信

長年の地域ブランド構築の取組により、苫前町産品の魅力を市場に対して一定程度まで浸透させることができています。しかし、基本戦略に基づいて本町の強みを具体化し、ターゲットを伝達していく事業を戦略的に実施していく必要があります。地域資源の価値を再発見し、磨き上げ、発信することによって、本町の魅力を浸透させ、本町の認知度向上やイメージアップ、地場特産品の販売拡大、来訪者、移住者の増大を目指します。

第 2 節 基本的な方向

(1) 観光産業の育成・支援

本町の観光の核である、観光施設や観光資源（食や苫前町の宝）を活用して、町内観光地への集客の流れを創出します。また、北海道や近隣自治体とも連携し、入り込み客間口を広げることにより交流人口の増加を図り、観光客が楽しめる民間のサービスの増加、充実、滞留時間の延長等、地域経済効果の拡大を推進します。

（２）新たな交流・集客の推進と移住・定住の促進

苫前町公民館をはじめとする町内の様々な施設を活用し、文化、芸術、商業、スポーツなどのイベントの誘致・開催や訪問者の受け入れを活発に行います。こうした交流や集客により、地域の活力を生み出し、町民の地域に対する誇りを醸成するとともに、交流人口や滞在時間の増加を促進します。

また、「都市と農漁村の融合」、「職住近接」、「教育・子育ての充実」などの本町の魅力を、子育て世代を中心に効果的に訴求し、移住者やＵターン者の増加を図ります。これによって次代のまちづくりを担う生産年齢人口の厚みを確保していきます。

（３）地域ブランドの創造

「観光・交流拠点」、また「住みよいまち」、「子育てをするのに適したまち」も含めた本町の地域ブランドの確立を図り、それを町民と町外のターゲット層が認識し、このイメージを強化するような民間の取組の振興等により、外部からの移住者や定住者の増加につなげます。

第３節 具体的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）

施策１ 観光産業の育成・支援

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	基準値	目標値（Ｈ３１）
観光施設入り込み数	１８８，７６９人	２０７，０００人
宿泊者数	１１，５１８人	１２，０００人
道の駅利用者数	１６５，３９６人	１７０，０００人
交流イベント等参加者数	５，５００人	８，０００人
外国人観光客数	１３人	３０人

ア．集客の環境整備の推進

本町の観光の核となるエリアや施設等について、滞留、滞在時間の延長につながる施設整備や既存施設の修繕等を推進します。

具体的な施策・事業
○ 観光サイン等観光施設の整備
○ 「苫前町の宝」で選定された資源の保存及び景観形成整備
○ シーフロントパーク整備地区（とままえ温泉ふわっと、ホワイトビーチ、オートキャンプ場、未来港公園）の機能充実
○ 老朽化が著しい苫前町郷土資料館の改修に向けた検討

イ. 観光資源の発掘と活用の支援

潜在している地域資源を掘り起こし磨き上げて、誘客や町民交流に活用するための支援を行います。また、近隣自治体と連携し、域内への来訪者と滞在時間の増加を図るとともに、国際化に対応した受け入れ環境を整えます。

具体的な施策・事業	
○	各種観光振興イベントの企画、開催（地域おこし協力隊の活用を含む）
○	交流人口増加のためのPR活動（地域おこし協力隊の活用を含む）
○	広域的な観光イベント、特産品のPR活動（地域おこし協力隊の活用を含む）
○	「苫前町の宝」の選定に伴うフォトコンテスト、パンフレットやポスターの作成、ICTを活用した魅力発信ツールの制作（来訪者が不便を感じずに町内を周遊・滞在できる環境の整備）
○	外国人に配慮した観光サインや観光ガイド、各種パンフレットなどの多言語対応
○	来訪者が無料で手軽にインターネットを利用できる環境の整備（Wi-Fi環境の構築）
○	指定管理施設における外国人受入体制の確立
○	外国人等民間受入団体への支援（民泊施設等の設置支援を含む）

施策２ 新たな交流・集客の推進と移住・定住の促進

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
苫前産をうりにした飲食店の店舗数	4件	6件
イベント等の集客者数	5,500人	8,000人
空き店舗活用件数	0	2件
スポーツイベント等の回数	8回	10回
スポーツイベント等の参加人数	57.4%	65%
スポーツ施設利用者数	7,890人	8,000人
資料館来訪者数	4,677人	5,000人
子育て世帯の転入数（世帯）	10世帯	12世帯
空き家活用件数	0	2件

ア. 農漁村交流の推進

農漁村地域の農地（漁村を含む）を活用（契約栽培などを視野）し、都市住民に地域の特性を生かした新たな交流の場を提供し「食」や「農」「漁」「森」でつなぎ、新たな交流を創造します。

具体的な施策・事業
○ 都市の「食（カフェ、レストラン、料理人等）」と苫前産の「農・漁（特産品）」をつなぐ連携・交流の企画・促進
○ クラインガルデン（滞在型市民農園）など、農のある暮らし（スローライフ・スローフード）の企画・提供

イ. 市街地のにぎわい創出支援

新たな出会いや活躍の場、魅力や価値を感じることができる場として、市街地の機能向上を図る様々なまちづくりを支援します。

具体的な施策・事業
○ 商店街などにおけるイベントや販売促進への支援
○ 空き店舗の有効活用による「商店街リフレッシュ」の推進

ウ. スポーツの活性化と交流の促進

町民のスポーツ活動を支援するとともに、スポーツ拠点の整備・充実を図り、スポーツを通じた交流を促進します。

具体的な施策・事業
○ スポーツ合宿誘致による地域活性化
○ 拠点スポーツ施設の機能充実
○ 誰でも参加できる機会の提供
○ 各種イベントやスポーツ教室等の実施
○ 体育協会と連携したスポーツ大会の実施

エ. 歴史・文化遺産を活用した交流活動の促進

本町に根付いてきた歴史・文化を見つめ直し、観光・教育・行事など様々な場面に活用していく町民の活動を支援します。

具体的な施策・事業
○ 文化財の歴史的価値を踏まえた活用
○ 産業振興や観光と連携した資料館等施設の有効活用

オ. 友好都市・ふるさと会との交流促進

友好都市間で、住民による相互訪問や物産展を効果的に実施し、双方向の訪問や購買の活発化を推進します。また、本町出身者で組織されている「ふるさと会」との情報交換を密にし、町の振興を図ります。

具体的な施策・事業
○ 友好都市との交流促進
○ 「ふるさと会」との情報交換
○ ふるさと応援団の創設、大使の委嘱

カ. 移住・定住の促進

首都圏内の子育て世代や若者を対象とした本町に移住・定住するためのきっかけづくりに取り組むとともに、移住・定住を支援する体制を構築し、モデルケースを創出するなど人口誘導を図ります。

具体的な施策・事業
○ 転入ファミリーに対する中古住宅等（空き家対策を含む）の取得に要する費用の助成
○ 空き家情報バンク（住まいるネット）の機能拡充
○ 補助制度の新設等による子育て世代の移住・定住促進
○ 地域おこし協力隊等を活用した首都圏等への地域情報の発信
○ お試し居住、地域居住の企画・促進

施策3 地域ブランドの創造

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
シティプロモーション実施回数	6回	8回
ふるさと応援寄附件数	10件	100件

ア. 苫前ブランドの創造

苫前「地域ブランド」の要素を体系的に整理し、ターゲットと伝えるメッセージの内容を確定させ、ブランド価値の向上と効果的なプロモーションを推進します。

具体的な施策・事業	
○	道内外の「北海道アンテナショップ」の有効活用と民間や町ホームページによる情報発信
○	都市部での観光・物産展における苫前ブランド製品のPR販売と広域観光の充実を目指した観光プロモーションの実施

イ. コミュニケーション戦略の実行

町外を中心とした市場に対して、選ばれるためのプロモーションを展開します。

具体的な施策・事業	
○	シティプロモーション戦略によるPR活動推進
○	子育てしたくなるまちとしてのPRの展開
○	ふるさと寄附金事業の拡充による地域イメージの向上

大綱 3 子育て世代に選ばれる地域創造戦略

第 1 節 基本目標

【数値目標】

指 標	数値目標
合計特殊出生率（人）	H31 数値 1.60人
年少人口比率	H31 数値 9.30%

（１）若い世代が出産や子育てに希望を持てる地域へ

本町の子育て環境は、他自治体に比べて高い水準にあると評価されています。しかし、子育て世代の核家族化や共働きの増加などの変化に対応して、子育てに係るニーズは拡大かつ多様化する傾向にあり、きめ細かな対応が求められています。

次世代を担う社会の宝である子供たちが、健やかに成長できるよう、また、子育てをする家庭が仕事との両立を図ることができるよう、子育ての一義的な責任は家庭にあることを基本としながらも、出産や育児にかかる家庭の負担を軽減し、若い世代が出産や子育てに希望を持てる地域の実現を目指します。

（２）知・徳・体のバランスのとれた子どもの成長の支援

本町の学校教育は、少人数学級、ＩＣＴ活用教育の早期導入、未就学期からの個に応じたきめ細かな支援、学校不適應の未然防止、食育などにより、全道的に充実した環境であると評価されてきました。こうした良好な学びの環境や創意工夫の伝統をさらに充実させ、本町の地域特性を生かした特色ある教育の推進と平等な学習機会の提供、コミュニティと連携した学校運営等を行うことで、知・徳・体のバランスがとれ「社会を生き抜く力」を持った子供の成長を支援します。

第 2 節 基本的な方向

（１）子ども・子育て支援の充実

子どもを産むまでの支援、産後の健やかな成長を促進する専門的な支援を充実することにより、子育ての負担感や不安の軽減を図り、出産、子育てに希望や期待を持つ家庭を増やします。

（２）安心して子育てできる環境の充実

家庭と子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、本町の実情に対応した保育・教育の提供体制を確保し、子どもの健やかな成長を支援します。

（３）結婚サポート

地域において結婚を応援する気運の醸成や婚活支援事業の広域的な展開を図り、地域における出会いの場の提供及び若者が地域にとどまる仕組みをつくるため、結婚ネットワークを構築し、効果的なサポートを支援します。

（４）特色ある教育による知・徳・体の向上

豊かな自然に恵まれ、農業・漁業や地場産業の特徴を生かし、子供たちの知・徳・体の成長を支援する教育の充実を図ります。

（５）きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

落ち着いて学校生活を送ることができる良好な環境の整備に加え、きめ細かな教育の実施により、確かな学力の育成、保持を目指します。また、すべての子どもの心身の成長を育むためのフォローアップ体制を整備し、学校とコミュニティの連携による多様な学びを支援します。

第３節 具体的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）

施策１ 子ども・子育て支援の充実

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	基準値	目標値（Ｈ３１）
合計特殊出生率	１．３４人	１．６０人
年少人口	３３５人	３５０人
低体重児の全体出生に占める割合	１１．１％	１０％
３歳児健診時にう歯のない児の割合	６５．７％	７０％
妊娠中の喫煙率	１３．６％	１０％
乳幼児健診未受診率（３～５か月）	２．９％	０
〃（１歳６か月）	３．５％	０
〃（３歳）	１．８％	０
産後うつリスクが高い（ＥＰＤＳ ９点以上）褥婦に対する支援率	１００％	１００％
子育て世帯の転出数（世帯）	２世帯	２世帯

ア．希望する人が子どもを持てる支援

安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを行います。

具体的な施策・事業
○ 不妊・不育治療に要する医療費等の助成
○ 出産に要する費用の助成（交通費・宿泊費）
○ 出産祝金の交付
○ 療育のための入院が必要な未熟児への医療給付

イ. 子育て世帯への経済的支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子育て家庭に対し保育料などの負担軽減を実施します。

具体的な施策・事業
○ 保育料の徴収基準額の引き下げ
○ 乳幼児医療費支給基準の拡充（高校卒業までの医療費無料化）

ウ. 子どもを産み育てるサポート体制の充実

子どもの健やかな成長と父母に安心をもたらすケアなどの支援を行います。

具体的な施策・事業
○ 家事や育児サービスを目的とした育児支援ヘルパー派遣事業の実施
○ 妊婦・乳幼児健診及び保健指導・訪問活動、妊娠・出産に関わる包括的な支援事業の実施、両親学級・育児教室や乳幼児相談の実施
○ 子育て家庭とサポーターをつなぐ地域子育てネットワークの充実
○ ファミリーサポートセンターの開設（育児援助を行いたい人と、援助を受けたい人からなる会員組織の設置）
○ 子育て支援センターの充実、放課後児童クラブの促進、イクメン手帳の交付

施策２ 安心して子育てできる環境の充実

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
乳幼児数	454人	470人

ア．家庭教育の推進

子育てや教育などの悩みや課題を抱える家庭に対し、適切にサポートを行うため、相談支援体制の拡充、母子保健との連携、規則正しい生活習慣の定着の促進などを行います。

具体的な施策・事業
○ CAP（子どもへの暴力防止）研修の実施等による児童虐待防止の推進と啓発
○ 家庭児童相談の充実による子育て支援の推進
○ 母子保健との連携による療育支援の推進

イ．子育てと仕事の両立支援

社会環境の変化に伴う子育て中の母親の就労ニーズや保育ニーズに対応するため、保育園（所）の運営の充実を図ります。また、男性の育児参加を促進していきます。

具体的な施策・事業
○ 病児・病後児保育の実施、子育て支援ショートステイの実施による保護者の育児負担の軽減
○ 児童館、児童クラブ・キッズクラブの運営による子どもの居場所の提供＝発達支援児の放課後支援（居場所づくり）
○ 遊びの広場・つどいの広場を運営し、異年齢児・世代間交流の促進
○ 民間企業団体における社員の子育て応援宣言の啓発
○ 子育て世代就労支援講座の開催

ウ．安心して生活するための支援

DV（親密な関係にあるパートナーからの暴力）や虐待の被害にあった人の支援のため、関係機関との連携を強化し、自立に向けた生活のサポートを行います。

具体的な施策・事業
○ DV等による母子生活支援施設入所措置
○ DVの早期発見と相談体制の充実

エ. 保育・児童施設の整備

保育園（所）の認定子ども園への移行の推進と施設の改修及び環境整備を行い、安心して子どもを預けられる保育環境の維持管理を図ります。

具体的な施策・事業
○ 認定子ども園への移行
○ 保育園（所）の大規模改修による保育環境の向上
○ 保育ニーズに対応した保育所の運営（学童保育・乳幼児保育・一時保育・障がい児保育など）
○ 学童保育や児童デイの送迎対応
○ 長時間保育の実施による就労する保護者の育児支援

施策3 結婚サポート

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
出会いの場の実施件数	0	2件
イベント等によるカップル成立数	0	2組

ア. 結婚への自信付け・スキルの提供

自信を持って恋愛や結婚に臨むことができる若者を増やすための各種講座・セミナーの開催を実施します。

具体的な施策・事業
○ 結婚祝金の交付
○ 男子力・女子力アップスクールの実施
○ 出会いの場の提供と若者が地域にとどまる仕組みづくりの構築
○ 結婚支援ネットワークの構築

施策４ 特色ある教育による知・徳・体の向上

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
総合的な学習の時間に主体的に取り組む児童の割合 小6	100%	100%
朝食を食べる生徒の割合 小5	84.6%	93%
ほとんど毎日運動している児童の割合 小5	73.1%	80%
学校給食で地元食材の使用率	15.6%	17%
児童・生徒1人当たりの貸し出し図書数	17.8冊	30冊

ア．英語スピーチ力の強化、理科教育（実験授業）の充実

地域おこし協力隊や民間有志による英会話講座の開設など、英語力などの実践的な学習の充実を図ります。

具体的な施策・事業
○ 英語力向上サポートの実践（塾の開設など）など放課後等の学習支援活動による学力の定着
○ A L Tの有効活用と理科支援員の配置

イ．ＩＣＴを活用した事業実践の推進

児童生徒のＩＣＴ活用能力の向上を図るとともに、社会で生活していく上での基礎となる確かな学力を育みます。

具体的な施策・事業
○ ＩＣＴ支援員の配置
○ 教職員ＩＣＴ研修の推進による指導力の向上
○ 校内ＬＡＮ整備の推進とともに、電子黒板やタブレット端末などの情報通信機器の整備拡充

ウ．健やかな成長の支援

児童生徒が規則正しい生活習慣及び正しい食生活の定着、運動習慣などを身につけ、健やかに成長するための支援をします。

具体的な施策・事業	
○	スポーツ活動の実施による学校における体力増進の支援
○	安全・安心でおいしい給食の提供による児童生徒の心身の成長支援
○	読書習慣を身に付けるための活動の推進

エ. 「社会を生き抜く力」を育む体験型学習の推進

子供たちが個性や能力を発揮し、自らの夢の実現に向けて意欲的に生きていくため、地域と連携した様々な体験学習を通じ「社会を生き抜く力」と「郷土愛」を育みます。

具体的な施策・事業	
○	各学校の特色ある教育活動の支援
○	キャリア教育のプラットフォームを構築し、キャリア教育を推進
○	子ども未来塾などの開催による生活習慣の定着や体験学習の推進
○	環境教育教材の作成、環境学習の実施
○	環境イベントの開催や学習成果の発表機会の提供
○	子ども会への支援による地域からの子育ての推進

施策5 きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
学校に行くのが楽しいと思う児童の割合 小6	69.2%	90%
学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合 中3	68.2%	82%

ア. きめ細かな教育の推進（教育のセーフティネット）

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や学習機会を提供します。また、一人ひとりの個性や特性を大切にしながら、0歳から18歳までの成長を切れ目なく支援します。

具体的な施策・事業
○ 個々に応じた早期からの教育相談による支援の充実
○ 保育園（所）と小学校との連携の取組促進による小1ギャップの解消
○ 学校不適應児童生徒に対する中間教室の設置による不登校支援の推進
○ 学校スーパーバイザー・子と親の心の相談員の配置、教育相談等の充実による児童生徒に対する丁寧な対応の推進
○ ティームティーチング講師の配置による小集団学習の推進
○ 複式学級の児童・生徒数の独自基準制定による学校運営
○ スクールバスの運行による通学手段の確保
○ 小中学校の特別行事等の支援・充実
○ 通学路合同点検による児童生徒の安全確保
○ 「おじいちゃん・おばあちゃん先生」の配置による情操、心の育成の推進
○ 保育園（所）と高齢者福祉施設との訪問活動等による世代間交流の促進

イ. 学校運営体制の充実

学校は、地域と連携した教育活動が求められており、学校と家庭、地域による協働の学校運営体制の導入検討や学校支援ボランティアのさらなる活用を図ります。これと併せ、学校運営体制を充実します。

具体的な施策・事業
○ 全小中学校での学校と家庭、地域による協働の学校運営体制の導入により、地域に密着し開かれた学校運営の推進
○ 全教員交流授業、小・中学校の体験入学などによる小中連携の推進
○ 切れ目のない学習を図るための小中一貫教育の推進

ウ. 学校・教育施設の整備

町内小中学校の改修及び環境整備を行い、良好な教育環境の維持管理を図ります。

具体的な施策・事業	
☐	学校施設の安全性の確保と学習環境の向上
☐	給食施設の衛生環境の向上

エ. 教育の経済的負担の軽減

保護者の負担を考慮し、教育に必要な経済的負担の充実を図り、就学・学習機会の均等を確保します。

具体的な施策・事業	
☐	就学援助費の給付による就学支援＝中・高入学支度金（ジャージ・制服等の購入に係る助成）
☐	給食費の一部助成
☐	小中学校の修学旅行等の参加費用の一部助成
☐	通学定期運賃補助の拡充
☐	苫前商業高等学校後援会への助成による運営の支援

大綱 4 確かな暮らしを営む地域創造戦略

第 1 節 基本目標

【数値目標】

指 標	数値目標
再生可能エネルギー発電量	H31 数値 70,797MWh
個別計画策定済の避難行動支援者数	H31 数値 10人

(1) 地産地消型生産・消費システムの構築

再生可能エネルギーの有効活用に加え、本町の基盤である農地や山林、さらには海面を活用した地産地消型の生産・消費システムを構築（6次化を視野）することによって、町民の所得や雇用の増加と、食とエネルギーの供給基盤の強化を目指します。

(2) 生命と財産を守る体制の構築と人口減少に対応したインフラの最適配置

東日本大震災や異常気象による被害をはじめ、公共インフラの老朽化による事故など、本町が危機管理を適切に行う上で教訓となる出来事が頻発しています。先例から事前の想定や早期発見・対策の必要性を学び、住民や事業所、行政それぞれがすべきことを明確化するとともに、事故の発生未然防止や被害を最小限にとどめるための対策を講じていくことが必要なことから、多様な主体と連携して、町民の生命と財産を守るための体制を構築することを目指します。

また、人口減少が進む中で、過去に整備を進めてきた様々な社会基盤の最適なダウンサイジング（規模を小さくすること）と効率的な運営を進めていくことが時代の要請となっていることから、規模の縮小が価値の縮小になるのではなく、価値の維持・向上となるよう、既存の社会基盤の「賢い再構築」を目指します。

第 2 節 基本的な方向

(1) 地産地消による持続可能な再生可能エネルギー社会への転換

風力発電を基盤とした再生可能エネルギーの普及を図り、環境への負荷の低減と豊かなライフスタイルの定着を目指します。また、風力水素プロジェクトの展開と生産により、新たな雇用の創出を図ります。

（２）食の安全・地産地消の促進

地元産の農水産物や加工品について、直販所、量販店、学校給食、無人販売など様々な形を整備します。これにより、環境への負荷低減や食の安全・安心を図ります。また、農家（漁家を含む）の収益改善につなげ小規模農家の生産意欲を確保し、栽培技術の向上、農地の有効活用、農家の生きがいの創出につなげます。

（３）森林資源の利活用の促進

良質な木材需要の伸長と地域資源である森林の利活用促進を図ります。これにより、これまで整備してきた森林の付加価値を高め、森林整備を促進することにより、林業の振興、豊かな生活環境の創出、教育資源としての活用等を進めます。

（４）防災の推進

大震災や過去に町内外で起きた災害を教訓として、町民、事業所、行政等多様な主体が災害時の備えを実行することにより、災害時の初動体制や情報管理、住民組織との連携方法を確立します。

（５）社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化

老朽化による修繕が必要となる道路や橋梁などの社会基盤インフラの洗い出しを進め、河川整備と併せ危険箇所の早期発見と早期対策を推進します。また、新技術の導入を積極的に行うことで、安全性を確保しながら、維持管理コストの低減を図ります。

空き家対策の推進にあたり、有効利用な空き家については中古住宅の流通促進に努めるとともに、町営住宅等の老朽化対策として、公営住宅ストック総合活用計画などに基づき、適正な維持管理と安全安心な住環境の整備促進を図ります。

（６）行政機能の効率化の検討

行政経営を実現するため、総合振興計画に基づいて、町が実施すべきことを明確にし、多様な主体による協働の下で、戦略的な事業展開を実施します。また、組織の適切な見直し、時代の変化に対応できる職員的能力開発、ＩＣＴの業務活用等を不断に実施し、町行政の効果的かつ効率的な運用を図ります。

第３節 具体的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）

施策１ 地産地消による持続可能な再生可能エネルギー社会への転換

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
再生可能エネルギー発電量	70,797MWh	70,797MWh

ア．再生可能エネルギー自給体制の構築

風力水素プロジェクトの展開と合わせ、地域資源を活用したエネルギーの自給体制を構築し、公共機関や事業所、一般家庭への普及を図ります。

具体的な施策・事業
○ 再生可能エネルギー利用設備の普及拡大
○ 地域資源の有効活用に向けた活動支援
○ 風力水素プロジェクトの推進に向けた支援
○ 町営風力発電施設のリプレース
○ 風力水素の利用設備の設置に要する費用の助成
○ 風力水素の購入に要する費用の助成
○ 風力水素の積極的な活用（公共施設から順次）
○ 風力水素ステーションの設置（広域的連携）

イ．省資源・省エネルギーの促進

省資源・省エネルギーにつながるライフスタイルへの転換や、二酸化炭素の排出削減など環境負荷の少ない事業活動の普及を図り、地球温暖化防止や電力需給の安定化に向けた住民活動を促進します。

具体的な施策・事業
○ 省資源・省エネルギー及び革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備機器の普及拡大
○ 木質バイオマスエネルギーの需要の創出に向けた環境の整備
○ 電力需要のピークカットやエコドライブ等の普及
○ 苫前環境スタンダードの取組事業者の普及拡大と運用支援

施策２ 食の安全・地産地消の促進

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
学校給食で地元食材の使用率	15.6%	17%

ア. 安全・安心な農水産物の提供

安全・安心な農水産物を学校給食等へ提供するとともに、アジア圏域におけるアンテナショップに配置し、地元産食材の利用促進を図ります。

また、本町に訪れた方々に食べてもらい、PRしていただくために、地元レストランで新鮮な農水産物を提供します。

具体的な施策・事業
○ 学校給食への地元産食材の利用促進
○ アジア圏域における北海道アンテナショップに配置による地元特産品の利用促進
○ レストランとの連携（新鮮な農水産物の提供）による観光客の誘客と地元特産品の情報発信（ツイートによる情報拡散）

施策３ 森林資源の利活用の促進

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
民有林の整備面積	104.83ha	164.44ha

ア. 森林資源の多面的機能の保全と整備

森林の持つ多面的機能と木材生産性を高め、森林・林業再生を図るため、森林施業を計画的に推進します。また、森林造成を年次的に拡大します。

具体的な施策・事業
○ 森林資源活用調査の実施、森林施業の推進、森林整備事業の拡大
○ カラマツや間伐材の需要拡大
○ 留萌産トドマツ材の販路拡大
○ 町内林業の基盤整備と活性化
○ 林道改良と林道補修等による林業施設の維持と機能向上

施策４ 防災の推進

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
自主防災組織の組織化率	99.3%	100%
個別計画策定済の避難行動要支援者数	0	10人
緊急メール登録者数	127件	200件
消防団員の充足率・団員数	95.6%・88人	100%・92人
町営住宅の耐震化率	64.1%	71.2%
水道施設の耐震化率	17.8%	19.4%
木造住宅の耐震診断・耐震補強工事助成件数	0	5件

ア．防災体制・防災活動拠点の強化

地域における防災体制を強化するため、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、防災訓練の実施を通じて自主防災組織の活動を支援します。

具体的な施策・事業
○ 地域の防災力強化、自主防災組織の支援
○ 危機管理体制を含めた避難計画マニュアルの作成
○ 防災条例の制定
○ 防災の日の制定と全町的な防災訓練の実施
○ 防災備蓄品の整備
○ 防災アセスメントの実施（防災関連マップの点検を含む）と防災意識の啓発
○ 災害時要援護者の支援体制の構築と災害時における相互支援体制の充実

イ．防災情報システムの整備

災害等の緊急時における情報の発信と収集及び伝達体制を図るため、同報系防災行政無線を活用した情報発信訓練を実施する外、行政無線の区域外においては、町内会との連絡体制の強化を図るとともに、関係機関からの災害情報等を町のホームページ上に掲載するなど、防災に関する情報発信の充実に努めます。

具体的な施策・事業	
☐	防災行政無線、緊急メール等の運用充実
☐	気象観測設備の整備

ウ. 消防団活動の推進と消防施設の整備

消防団員の安全の確保と待遇改善を図るとともに、消防団員の確保に努めます。また、資機材の計画的な整備や防災施設の整備を進めます。

具体的な施策・事業	
☐	消防車両、小型ポンプ、防火貯水槽等の消防施設の年次的な整備
☐	消防団員の安全確保と待遇の改善の推進、消防力の強化に向けた団員の確保

エ. 自然災害対策の推進

気候変動に起因する自然災害に対応するため、危険箇所や想定被害の把握に努めるとともに、水害対策や河川の整備、砂防や急傾斜地、海岸高潮対策などの整備に向けて適切な対策を講じていきます。

具体的な施策・事業	
☐	ため池等の耐震調査と耐震補強工事の実施
☐	農業用排水路の点検と改修計画の推進
☐	除排雪作業の円滑な実施、除排雪協力補助金の交付
☐	河川整備事業の促進
☐	海岸高潮対策の促進

オ. 住宅等の耐震化の促進及びライフライン等の耐震化の推進

耐震化が進んでいない住宅の所有者に対して、耐震補強工事の実施を促すとともに、水道施設の耐震化を推進します。

具体的な施策・事業	
○	木造戸建住宅の耐震診断及び耐震補強工事の促進（安心快適住まいづくり促進条例の拡充）
○	町営住宅の耐震化の推進
○	水道施設の耐震化の推進
○	応急給水拠点を整備し災害時の飲料水の確保

力．安全な道路環境の整備

道路の安全対策を進め、安全で安心な道路環境を整備します。通学路の危険箇所について、学校や警察、保護者との合同点検を実施し、安全対策を推進します。

具体的な施策・事業	
○	通学路等の歩道整備推進
○	交通安全施設の整備推進、通学路安全対策工事の推進
○	通学路合同安全点検の実施による通学路の安全確保推進

施策５ 社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
橋梁長寿命化修繕計画による修繕箇所数	3 橋	1 0 橋
空き家数	2 3 3 件	2 2 5 件
民間賃貸住宅の建設戸数	0	2 戸

ア．道路・橋梁の老朽化対策の推進と公園施設の維持管理の最適化

道路・橋梁などの社会基盤インフラの老朽化に伴い、低いコストで安全性を確保できるよう、長期的視点に立った計画的・体系的な点検及び補修を民間事業者のノウハウを活用しながら実施します。また、老朽化した公園の施設について、遊具等の老朽化施設の計画的な更新、最適な維持管理を進めます。

具体的な施策・事業	
○	地域要望や老朽化に対応した道路改良工事の実施（道路清掃や街路樹の剪定を含む）
○	道路施設損傷箇所の補修工事の実施
○	道路ストック（舗装・法面・標識等）総点検に基づく主要幹線の長寿命化舗装及び道路施設補修工事の実施
○	橋梁長寿命化計画に基づく定期点検及び橋梁の長寿命化修繕工事の実施
○	道路法に基づく道路施設の定期点検の実施
○	公園施設の維持管理、遊具の更新、施設の長寿命化推進

イ．河川の整備

集中豪雨や台風等による被害を防ぐため、古丹別川水系古丹別川の維持・管理・改修に向けた治水対策の整備促進を要望するとともに、町が管理する河川についても、適切な維持・管理に努めます。また、町民が自然と親しめるよう、身近な河川空間の創出に努めます。

具体的な施策・事業	
○	古丹別川水系古丹別川の整備促進
○	古丹別川水系の治水対策（樋門・排水溝などの水路設備の整備・改修と適切な維持管理）の実施
○	普通河川における総合治水（効率的な維持・管理・改良）と利水対策の推進
○	親水空間の充実と河川美化活動の促進

ウ．空き家対策と既存ストックのマネジメント強化

「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策計画を作成し、倒壊寸前の特殊空き家の解体撤去の方針を策定するとともに、有効活用が可能な空き家については、改修等による中古住宅としての有効利用を図ります。

また、町営住宅等の老朽化対策として、公営住宅ストック総合活用計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、建築物耐震改修促進計画に基づく安全安心な住環境の整備促進を図ります。

具体的な施策・事業
○ 民間賃貸住宅の建設に向けた費用の助成
○ 中古住宅（建売住宅を含む）の流通促進に向けた費用の助成
○ 空き家改修に要する費用の助成拡充
○ 定住空き家情報バンクの推進（住まいるネット）
○ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対応（空家対策の体制整備、空家等対策計画の作成、必要な措置の実施）
○ 町営住宅の長寿命化計画の推進
○ 町営住宅建替の推進
○ 用途廃止予定の町営住宅の利活用検討
○ 建築物耐震改修促進計画の推進
○ 公共施設等総合管理計画の推進

施策6 行政機能の効率化の検討

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
実質公債費比率	8.3%	13.7%

ア. 政策立案能力の向上

第5次苫前町総合振興計画の進行管理や基本戦略の効果的な推進に加え、住民ニーズに対応した政策を立案する能力の向上を図るため、文書能力や法政執務の研修など、通常業務を通じた指導を徹底します。

具体的な施策・事業
○ 政策能力の開発、適正な文書事務の執行
○ 政策立案の支援、データ提供

イ. 職員の育成

住民ニーズの高度・多様化により、これまで以上に「困難な課題を解決する能力」や「高い業績」が求められており、人事評価制度の導入により、効果的な職務遂行、住民が満足できる職員、組織の成長及び人材育成を図ります。

具体的な施策・事業	
○	人事評価制度の運用 ・客観性、透明性、納得性の確保 ・住民サービスの向上 ・業務改善の促進 ・能力の向上
○	住民に対して常に公平に接し、住民の立場に立って考え、親切で誠意ある対応をする行動の遵守
○	適正な人事異動の実施
○	研修等による職員の人材育成

ウ．持続可能な財政運営

適正課税と収納率向上の取り組み、国・道補助金、有利な起債の活用などにより財源の確保を図るとともに、事務事業の見直し等による経費の節減を徹底し、長期財政推計に基づき、プライマリーバランスの黒字化を図りながら、自律的で持続可能な財政運営を行います。

具体的な施策・事業	
○	適正な固定資産税の評価替えの実施
○	収納率向上対策の強化、使用料（強制徴収公債権）の徴収強化
○	中長期財政計画の作成、補助金、負担金、委託料の見直し等によるコスト削減の推進
○	基金の計画的な造成
○	プライマリーバランスの黒字化の確保
○	新地方公会計制度を踏まえた財務書類の作成・公表
○	行財政改革推進委員会の設置

エ．広域連携の推進

地域課題の範囲に合わせた近隣広域圏や近隣自治体との政策連携、事務連携、各種研究等を展開し、広域的な地方創生を促進します。

具体的な施策・事業
○ 地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の広域的調整 ○ 近隣広域圏や市町村との連携強化 ○ 広域連合、一部事務組合等を活用した広域的ニーズへの対応

大綱 5 健康で活躍する地域創造戦略

第 1 節 基本目標

【数値目標】

指 標	数値目標
健康診断受診率	H31 数値 60%
認知症サポーター数	H31 数値 420人

(1) シニアが活躍し安心して暮らすことのできる地域の創造

本町の健康寿命の水準を維持・向上させていくため、高齢者や家族が健康づくりに関心を持って生活習慣病や介護の予防に取り組めるよう、情報提供、健診・検診の実施、運動機会の提供、コミュニティへの参画等を支援します。

また、独力で自立した生活をおくることが難しくなっても、医療・介護、地域の連携によって、できる限り住み慣れた地域で自分らしく生活することができる、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(2) 活発で率直な「意見交換の場」の設置による未来の創造

困難な地域課題が増大する一方、行政資源の制約が強まる中で、町、事業者、住民それぞれがもっている潜在的な力を持ち寄り、企画・立案の段階から参画による新たな価値の創造が求められており、こうした活動を生み出すためには、当事者間での率直で活発な意見交換が重要となります。

こうした場の中から、多様な意見をまとめ地域貢献の合意を形成したり、新たな認識や行動を促進したりする、コミュニケーション能力を持った「人材」の育成や、対話の機会の設定を支援するとともに、ICTを有効に活用して、本町の将来の発展に向けたポテンシャル（潜在力）を高めていきます。

第 2 節 基本的な方向

(1) 健康寿命の延伸

高齢者やその家族をはじめとした町民全般に「自らの健康は自ら守る」という意識の醸成を図り、様々な機会を活用して日常的・定期的な健康管理の定着を促進します。

（２）住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備

介護保険サービスや医療・保健と介護の連携、地域住民や事業者の協力の下、住み慣れた地域でできる限り自分らしく暮らし続けることのできる仕組みの実現を目指します。団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年以降に備えた地域体制の構築を図ります。

（３）地縁・テーマ型コミュニティの活性化

地域活動への理解を深め、参加を促進することにより、町民全般に地域コミュニティへの参加の意味の理解浸透を図ります。これにより、身近な生活環境を守り、魅力あるものに磨き上げていくため、地域の中で協力する関係づくりを促進します。

町民がもつスキルや特性を生かし、多様な活動を活発化する環境を整備します。これにより、住民活動の担い手として、効果的できめ細かなサービスの提供や先駆的な問題提起、問題解決の方法の提示等を促します。多様な主体がまちづくりに参加し、公共サービスの新たな担い手として対価を得てサービスを提供することで、新たな雇用創出も図ります。

第３節 具体的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）

施策１ 健康寿命の延伸

ＫＰＩ（重要業績評価指標）	基準値	目標値（Ｈ３１）
健康診断受診率	２８．９％	６０％
メタボ等の割合	２５．０％	２５％
胃がん検診受診率	８．２％	９％
肺がん検診受診率	１１．３％	１２％
大腸がん検診受診率	１０．５％	１１％
子宮がん検診受診率	９．８％	１０％
乳がん検診受診率	１３．４％	１４％
要介護認定率	２３．２％	２１％
住民主体の通いの場の数	０	５か所

ア．生活習慣病の発症予防と重症化予防

健康寿命の延伸のため、地域の特性に応じた重点的な健康増進活動や保健指導により、原因となる危険因子（高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病等）を早期に発見し、改善を図っていく取組を進め、生活習慣病予防と重症化予防を図ります。

具体的な施策・事業
○ 特定健康診査及び特定保健指導による生活習慣の改善
○ 生活習慣病予防健診、人間ドック等による健康管理支援
○ 受診率向上のための効率的な受診勧奨と効果的な保健指導の実施
○ 食生活栄養改善普及活動の推進（苫前町食生活改善協議会の活動支援）
○ ライフステージに応じた健康課題解決のための保健事業の推進
○ 口腔管理と生活習慣病にかかる健診事業の推進

イ. がんの発症予防と早期発見

がん検診の受診勧奨や啓発キャンペーン活動等を通じ、検診の受診率を向上させ、がんの発症予防と早期発見につなげます。

具体的な施策・事業
○ がんの早期発見、早期治療に向けたがん検診の実施及び受診勧奨
○ がん検診推進事業等、がん検診受診率の向上に向けた体制の整備
○ がんに関する情報提供、啓発活動等の実施

ウ. 町民主体の健康づくり活動の促進

地域住民や様々な団体・機関とともに、地域全体で健康課題を設定し健康増進に取り組む町民主体の健康づくり活動の活性化を図ります。

具体的な施策・事業
○ 高血圧、脂質異常症、糖尿病等に関わる生活習慣病予防運動の実施
○ 地域団体等による地域健康・体力づくり活動の推進
○ 事業所と連携した働き盛り世代への健康づくりアプローチ
○ データヘルス（国保）による地域の健康課題の分析と対応
＊次ページに続く

具体的な施策・事業
○ インフルエンザ等の感染症等の予防対策
○ ボランティア団体等による地域食材の普及活動や食文化の伝承活動の推進
○ スポーツ推進委員等による町民の健康づくり活動

エ. 介護予防の推進

介護予防を推進するため、自主的に介護予防活動ができる環境整備やその活動を継続する仕組みの構築に加え、地域住民による自主運営を促進します。

具体的な施策・事業
○ 介護事業者に対する新卒者の雇用とスキルアップに必要な資金供給に加え、就業予定者への修学資金の給付
○ 介護予防事業の実施
○ 介護予防活動や自主活動化の促進
○ 介護予防施設の機能充実

施策2 住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
認知症サポーター数	274人	420人

ア. 緊急時の医療の確保と地域医療等の充実

救急・災害等の緊急時の広域的な医療提供体制を整えるとともに、かかりつけ医・歯科医を中心とする地域に密着した包括的な保健医療の充実に向けた取組を進めます。

具体的な施策・事業
○ 広域的な医療機関との連携強化、在宅医療と保健介護の連携推進
○ 地域の医療体制の確保と医療環境の整備拡充

イ. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続していくため、介護保険制度改正への対応を図りつつ、地域での支え合いの活性化を促進するための地域ケア会議の設置、生活支援サービスの提供者の育成や連携支援等を進めます。

具体的な施策・事業
○ 地域における医療、介護、生活支援等の一体的な提供システムを構築するための地域ケア推進会議等の開催
○ 地域包括ケアシステム構築に向けた医療と介護の連携強化
○ 地域包括支援センターの機能強化

ウ. 在宅生活を継続するための支援

要支援者等軽度の高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していきます。

具体的な施策・事業
○ にこにこタクシーの利用促進と利用者に配慮した制度の拡充

エ. 認知症対策の推進

認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気といわれており、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

具体的な施策・事業
○ 認知症相談体制の充実
○ 認知症サポーター養成講座の開催
○ 認知症の人と関係者が交流する認知症カフェの設置運営補助

施策3 地縁・テーマ型コミュニティの活性化

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値（H31）
町内会加入率	92.3%	100%
苫前町ボランティアセンターの登録団体数	6団体	15団体

ア. 地域づくりへの参加促進

地域の課題解決に向けた活動に対する支援を拡充し、地域づくり活動への参加を促進します。

具体的な施策・事業
☐ まちづくり活動支援補助金の拡充
☐ 集会所改築・改修事業補助金の交付

イ. 地域活性化プラットフォームの構築・住民活動の支援

地域の特性や実情にあったコミュニティを支える仕組みづくりのため、人材発掘や多様な主体の参加を促進するとともに、幅広い町民の声を収集できる仕組みを構築し、多様な意見を生かした地域活動を支援します。

また、町民や住民団体が主体となってまちづくりに参加するため、研修会や講演会、まちづくり活動支援補助金制度などの支援制度の活用を促し、自立した団体運営の確立を支援します。

具体的な施策・事業
☐ 地域課題を洗い出し、多様な主体の協働によって解決していくための基盤づくりの構築
☐ まちづくり活動支援補助金の拡充
☐ NPO法人等の事業運営及び団体の自立支援
☐ 将来的なSNSの運用検討

おわりに

「定住人口減少の抑制」と「交流人口拡大の促進」 の実現に向けて

経済状況をはじめ、あらゆる情勢が不透明化していますが、立ち止まることはできません。本町の総合戦略に掲げる「定住人口減少の抑制」と「交流人口拡大の促進」の実現に向けては、これまで育んできた苦前町らしい自治のまちづくりを土台に、苦前町に住み、働き、学び、事業を営み、また団体として活動するなど、このまちに関わる人それぞれが主役となり、未来に向かって、様々な状況や次代変化に柔軟に対応していく必要があります。

また、本戦略に掲げる項目は、総合振興計画をはじめ、各分野や施策等の計画・方針等とも関わる横断的な性格を持つものです。関連する諸計画等において環境や状況の変化により、取組に変更が必要な場合には、マネジメントサイクルを短くし、必要となる見直しや改善などを機敏に、また、迅速に対処しなければなりません。そのために、各戦略の具体的な取組を担当する部門においては、国の政策変化や地方創生の具体化に関する情報の収集や活用に努めるとともに、現在、総合戦略に掲げる項目以外についても、本町の躍進に向けて効果が期待できる新たな政策提案やその実現に、町民総ぐるみで積極的かつ柔軟に取り組み、本町の地域活力の創生につなげていきます。

〒078-3792
北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1
苫前町役場 企画振興課地方創生・人口対策係
電話：0164-64-2212
FAX：0164-64-2142
Eメール：kikakushinko@town.tomamae.lg.jp
苫前町ホームページ
：http://www.town.tomamae.lg.jp/